

死亡弔慰金の申請について

① 会員本人死亡

請求金額 入会15年以上 70,000円 / 入会15年未満 50,000円（死亡日までの在会期間）

提出書類 ●会員退会届 ※会員証要返却

●給付金請求書

●添付書類：死亡事実（死亡日、葬儀日等）が確認できるもの（コピー可）

（例）会葬礼状、死亡診断書、戸籍謄本、新聞記事、法定相続情報一覧図、事業所内で回覧した（複数の押印やサインがある）訃報連絡、葬儀社発行の葬儀証明書等

② 会員の配偶者死亡

請求金額 30,000円

提出書類 ●給付金請求書

●添付書類：下記1～4全ての事項が確認できる書類（コピー可）

1. 会員氏名 2. 死亡者氏名 3. 死亡事実（死亡日、葬儀日等） 4. 会員と死亡者との続柄（夫、妻等）

（例）会葬礼状、戸籍謄本、健康保険被扶養者（異動）届、新聞記事、死体火葬許可証、法定相続情報一覧図、事業所内で回覧した（複数の押印やサインがある）訃報連絡、葬儀社発行の葬儀証明書等

③ 会員の一親等血族死亡（実父、実母、実子）義父・義母は対象外

請求金額 10,000円

提出書類 ●給付金請求書

●添付書類：下記1～4全ての事項が確認できる書類（コピー可）

1. 会員氏名 2. 死亡者氏名 3. 死亡事実（死亡日、葬儀日等） 4. 会員と死亡者との続柄（長男、長女、子等）

（例）会葬礼状、戸籍謄本、健康保険被扶養者（異動）届、新聞記事、死体火葬許可証、法定相続情報一覧図、事業所内で回覧した（複数の押印やサインがある）訃報連絡、葬儀社発行の葬儀証明書等

注意事項

- ②③の申請について**続柄**が確認できない書類は**受付不可**
- 書類に記載がない内容（例：続柄等）について**ご自身で書き足したものは受付不可。喪中はがきは受付不可。**
- 請求期限は死亡日から1年以内
- 地震その他の自然災害によって生じた死亡及び戦争・暴動その他の社会的変動によって生じた死亡については対象外
- 上記添付書類がない場合、受付はできかねます。

請求方法

「給付金請求書」と添付書類を事業所を通してご提出ください。毎月15日必着（到着）分に、不備がなければ、当月月末に登録された事業所口座に振込みます。

【会葬礼状（例）】

死亡事実が分かること

謹啓 亡夫○○○は令和○○年○月○日
○○歳にて生涯をとしました
葬儀に際しましては御多用中にもかかわらず御会葬を賜り且つ御鄭重なる御厚志を賜り厚く御礼申し上げます
早速拝眉の上御礼を申し上げるべきところではございますが略儀ながら書中を以て御挨拶申し上げます
敬具

熊本市○○区○○町○丁目○

喪主 二女 長女 二男 長男 妻
○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○

【配偶者】【一親等血族】申請の場合は「続柄」の記載必須（手書き不可）

【配偶者】【一親等血族】申請において会葬礼状に死亡された方と会員本人との続柄の記載がない場合は、続柄の分かるものを一緒に添付してください。

（例）

続柄が記載された戸籍謄本、健康保険被扶養者（異動）届、新聞記事、死体火葬許可証等
※コピー可